【規程番号　神女短Ｖ－014】

単位互換生受入れに係る運営内規

他の大学等との単位互換協定に基づき、当該大学（以下「単位互換協定大学」という。）に在学する学生が、本学における単位互換生を希望する場合、その受入れに係る運営は、「神戸女子短期大学学則」、「神戸女子短期大学における単位互換生受入規程」及びこの内規の定めるところによる。

1　履修の条件

(1) 履修することのできる授業科目（以下「単位互換科目」という。）及びその履修は次のとおりとする。

① 本学開設の教養科目等のうち、教育上支障のない範囲内の授業科目を単位互換科目とする。

② 単位互換科目は、各年度毎に定め、これを学生に提示する。

③ 提示された単位互換科目のうち、本学の時間割に指定された開講時期、時間及び場所において受講可能な科目について履修を認める。

④ 単位互換科目と他の授業科目の同一時間帯の履修は認めない。

(2) 履修の期間は、当該授業科目の履修が継続する学期間とする。

(3) 在学期間を通じて認定する単位数の上限は、単位互換協定大学の定めるところによる。

2　出願の方法

(1) 本学において単位互換生を希望する者は、単位互換に係る募集要項等により、出願資格等諸条件について予め周知するものとする。

(2) 本学において単位互換生を希望する者は、指定された出願期日までに、所定の出願書類により履修を願い出るものとする。

3　履修の許可

(1) 単位互換生の受入れに関し、学長はその審査を教務委員会に委託する。

(2) 教務委員会は、単位互換生の出願書類をもとに、単位互換科目における履修人数制限及びその他の条件により履修の可否について審査し、必要に応じて選考を行う。

(3) 前項の審査及び選考の結果は、単位互換生の履修登録手続に配慮し、出願期日から 10 日間の内に単位互換協定大学の長に通知する。

4　その他

(1) この内規は平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 単位互換生の受入れに係る運営に関し必要な事項は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が決定する。ただし、学長は、決定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

(3) 単位互換生に関する事務は教務課で取り扱う。

(4) 神戸女子単位互換生受入れに係る運営内規は廃止する。

5　内規の改廃

この内規の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この内規は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。